

令和6年度 長野県大学生等奨学金募集要項
～夢に挑戦！信濃の学生応援奨学金～
【給付型奨学金（予約採用：R6.4入学予定者）】

長野県では、大学等において修学する意欲を持つとともに、長野県へ様々な形で貢献しようとする意思を持つ将来有望な若者に対し、長野県大学生等奨学金を給付します。

令和6年4月※に、大学、短期大学又は専修学校の専門課程に入学する予定の方又は高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の4年生に進級する予定の方を対象とし、給付奨学生を募集します。

※ 海外の大学へ進学を予定している方は、令和5年9月から令和6年8月までに入学する方が対象となります。

申請期間
令和5年10月6日（金）～10月26日（木）17時

1 奨学金の概要

区分	給付月額	募集人数	給付期間
国公立 大学、短期大学、 専修学校（専門課程）	3万円	40名程度	学校における正規の在学期間 （高等専門学校にあつては、正規の在学期間のうち残期間）
私立 大学、短期大学、 専修学校（専門課程）	5万円		
国公立 高等専門学校（第4・5学年）	2万円		
私立 高等専門学校（第4・5学年）	3万円		

※ 大学には専門職大学を、短期大学には専門職短期大学、工科短期大学校を含みます。

※ 募集人員の40名程度は、3(1)～(3)の区分を合わせた人数です。

2 申請者の資格

次のいずれにも該当する方

- (1) 大学等において修学する意欲を持つとともに、長野県へ様々な形で貢献しようとする意思を持つ方。
- (2) 令和5年10月1日以前から引き続き現在まで申請者の親権者（父母）またはこれに代わる方（以下「親権者等」という。）が長野県内に居住している方。
- (3) 初めて高等学校等を卒業後2年以内の方または高等学校卒業程度認定試験の合格者（合格となった年度の末日から2年を経過していない方）で、令和6年4月に、次の学校（以下「大学等という。」）への入学を機に、自宅外に居住する予定の方。ただし、ウの高等専門学校にあつては、令和6年4月に第4学年に進級する予定の方。

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に規定する大学
- イ 同法第 108 条に規定する短期大学
- ウ 同法第 115 条に規定する高等専門学校
- エ 同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 3 項に定める専門課程に限る）
- オ その他高等学校等（同法第 50 条に規定する高等学校、同法第 66 条に規定する中等教育学校の後期課程、同法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る）、専修学校（同法第 125 条第 2 項に定める高等課程に限る）。以下同じ。）の卒業を入学の要件とする学校で奨学金の支給が適当と知事が認めるもの。

(4) 長野県が実施する他の奨学金、修学資金等を受給する予定のない方。

※「長野県医学生修学資金」、「長野県看護職員修学資金」、「長野県介護福祉士修学資金等貸付事業」、「長野県保育士修学資金貸付等事業」、「長野県飛び立て若者奨学金」の対象となる方は、まずはそちらの利用をご検討ください。

3 応募要件及び提出書類

大学等において修学する意欲を持つとともに、将来、長野県へ様々な形で貢献しようとする意思を持つ方で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方

(1) A区分

高等学校等在籍中もしくは在籍が想定される年齢時等から、申請時点前の期間において、学術活動、芸術活動またはスポーツ活動等で顕著な実績があり、大学修学後及び将来にわたり実績を活かして更なる挑戦をしようとする意思を持つ方

ア 応募要件

次に掲げる必要書類を提出できる方

イ 提出書類

(ア) 奨学金給付申請書（様式第 1 号の 1）

※学校関係者等に、申請される方を応援するコメントを記入してもらう欄がありますので忘れずに記入を依頼してください。

(イ) 課題 1（様式第 1 号の 4）

(ウ) 顕著な成績（全国大会上位相当）を証する書類

（全国大会の例）

科学オリンピック（国内大会を含む）、全国書道コンクール、統計グラフ全国コンクール、NHK 杯全国高校放送コンテスト、高校生ものづくりコンテスト全国大会、全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会

(2) B区分

大学等において修学する強い意欲を持つとともに、将来、様々な分野へ挑戦しようとする意思を持つ方。

ア 応募要件

次に掲げる必要書類を提出できる方

イ 提出書類

(ア) 奨学金給付申請書（様式第1号の2）

※学校関係者等に、申請される方を応援するコメントを記入してもらう欄がありますので忘れずに記入を依頼してください。

(イ) 課題1（様式第1号の4）

(ウ) 親権者等の所得証明書

親権者等についての市町村が発行する「令和5年度の所得（課税）証明書」または「令和5年度の非課税証明書」の原本（父母の就業の有無にかかわらず、父母双方の証明書の提出が必要）（源泉徴収票は不可）

(3) C区分

ヤングケアラー、不登校、ご自身やご家族等の病気・けが・障がい等の事情により、申請時点前の学びに制約があった方で、大学等での修学に特に意欲を持つ方。

※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものことです。

ア 応募要件

次に掲げる必要書類を提出できる方

イ 提出書類

(ア) 奨学金給付申請書（様式第1号の3）

(イ) 課題1（様式第1号の4）

(ウ) 課題2（様式第1号の5）

(エ) 親権者等の所得証明書

親権者等についての市町村が発行する「令和5年度の所得（課税）証明書」または「令和5年度の非課税証明書」の原本（父母の就業の有無にかかわらず、父母双方の証明書の提出が必要）（源泉徴収票は不可）

(4) 申請に係る留意事項

ア 提出いただいた書類で事実関係が確認できなかった場合は、必要書類の提出を追加でお願いすることがあります。

イ 申請に当たっては、いずれか一つの区分を選択の上、それぞれの区分の様式で申請してください。複数の区分に申請することはできません。

4 申請方法

必要書類を次の(1)～(3)により提出してください。

(1) 提出方法

以下の手順①～③のとおり提出してください。

①申請書類の作成

パソコン等でホームページから様式をダウンロードし、課題を作成する。

②Google®フォームによる課題の入力・送信

申請者情報、提出課題について、①で作成した書類を使用し、フォームに入力してください。入力が終わりましたら内容を確認し、送信してください。

フォーム URL : <https://forms.gle/Jk84ob7TVYDasq1Q9>

③書類の郵送又は持込

申請者の情報や応援コメント等を記入した申請書、課題1、課題2（C区分のみ）その他必要書類を全て同封し、郵送又は持込で提出してください。

封筒左下に「長野県大学生等奨学金応募書類在中」と朱書きしてください。

「申請書類が到達しているか。」等の問合せには対応できませんので、あらかじめご了承の上、書留・簡易書留等の方法をご検討ください。

(2) 提出先

〒 380-0936

長野市中御所岡田 98-1 長野保健福祉事務所庁舎 1階

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

総務企画部 総務グループ 長野県大学生等奨学金事業受付

(電話：026-228-4244)

(3) 提出期限

令和5年10月26日（木）17時（郵送の場合は、当日消印有効）

5 採用選考及び今後の流れ

(1) 一次選考：書類審査

提出いただいた書類を長野県大学生等奨学金選考委員会において総合的に審査し、一次合格者を決定します。結果については、一次合格者にのみメールにて通知します。通知を発出した場合は、長野県ホームページで発出日をお知らせします。

なお、二次選考時に追加課題を実施する予定です。詳細につきましては、一次選考通過者に改めて通知します。

(2) 二次選考：面接

一次合格者となった方を対象にWEB面接を行い、二次合格者を決定します。

(3) 給付の内定

二次合格者となった方は、長野県大学生等奨学金給付の内定となります。

内定を受けた方は、指定する期日（令和6年4月中旬を予定）までに、下記の書類を提出してください。

ア 大学等の在学証明書

- イ 内定を受けた方の住民票（前住所及び住民となった年月日が記載されているもの）の写し。住民票を異動させていない方は新住所でのアパートの契約書等（新住所、契約者及び契約年月日の分かるもの）のコピー
- ウ 親権者等の住民票の写し（住民となった年月日が記載されているもの）

(4) 予備合格

奨学金の給付の内定を受けた方が内定を辞退した等により欠員が生じた場合に備え、次点の順位の方から一定の範囲の上位の方を補欠合格として選定する場合があります。手続等の詳細につきましては、該当となった方に改めて通知します。

(5) 給付の決定

長野県の予算状況及び必要書類の提出状況等を勘案し、長野県大学生等奨学金給付の決定をします。

決定された方は、指定する期日までに、下記の書類を提出してください。

- ア 口座振込依頼書
- イ 誓約書

6 給付方法

5 (5)により提出された書類を審査の上、「口座振込依頼書」により指定された給付奨学生本人名義の口座（日本国内の口座に限る）に、年2回に分けて振込をします。

振込時期の予定は次のとおりです。（事情により変更することがあります。）

（各年度）

- 第1回振込：6月（4月～9月分）
- 第2回振込：12月（10月～3月分）

なお、振込の前に給付要件や大学での修学状況等の確認を行います。詳細につきましては、奨学生となった方に改めて通知します。

7 奨学生にお願いすること

奨学生となった方には、ご自身で提案いただいた長野県へ貢献できることに加えて、次の(1)～(6)の項目を長野県から依頼することがあります。

- (1) 奨学生同士のオンライン座談会の開催
- (2) 自身の経験談を語る場への参加による次世代の応援
- (3) 県で実施するモニター事業等において、若者に意見を聞く際の協力
- (4) 奨学生交流会や長野県との意見交換への参加や長野県の政策への意見提案
- (5) 長野県が行うイベント情報等の周知
- (6) 自身の経験を活かしての地域社会への貢献

8 給付の停止

次のいずれかに該当するときは、給付を停止します。

- (1) 休学・停学またはこれに相当する処分を受けたとき
 - (2) 疾病、負傷等のため修学の見込みがないとき
 - (3) 学業成績表その他知事が定める書類を提出しないとき
- ※半年に1度、停止や取り消しに該当する事由がないことを確認するため、在学校の学業成績表や給付要件確認届等を提出していただきます。
- (4) 奨学金の給付を必要としない理由が生じたとき
 - (5) その他給付奨学生として適当でない認められるとき

9 給付の廃止

次のいずれかに該当するときは、給付を廃止します。

- (1) 大学等を退学したとき
 - (2) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) 長野県が実施する他の奨学金、修学資金等を受給することが決定したとき
 - (6) 正規の在学期間を超えたとき
- ※同一の学年を重ねて履修すること（留年）になったときは、異動届の提出により、審査の上で給付の継続を認めることがあります。2度目においては給付を廃止します。
- (7) 自宅に居住することとなったとき
 - (8) 親権者等が長野県外に転出したとき
 - (9) 本奨学金の受給を辞退したとき
 - (10) その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

10 給付の取消

次のいずれかに該当するときは、給付を取り消します。

- (1) 虚偽の申請により給付を受けたとき
- (2) 禁固以上の刑を受けることが確定したとき
- (3) その他奨学金受給者としてふさわしくない非違行為があったとき

11 申請から給付までの流れ

申請状況等により変更となる場合があります。

	時期	事柄	備考
R 5 年 度	10月6日(金) ～ 10月26日(木)	申請書類提出	郵送の場合は当日消印有効
	11月中旬	選考委員会	一次合格者を選定
	11月中旬	一次選考結果通知	一次合格者にのみメールで通知します 通知発出日を県HPでお知らせします
	12月上旬	二次選考	WEB面接
	12月中旬	二次選考結果通知 (内定)	二次合格者に通知します 通知発出日を県HPでお知らせします
R 6 年 度	4月中旬まで	必要書類提出	・在学証明書 ・住民票
	5月上旬まで	給付決定通知	
	5月下旬まで	必要書類提出	・口座振込依頼書 ・誓約書等
	6月下旬	前期振込	4月～9月分振込
	10月末まで	在籍等報告提出	・前期学業成績表 ・給付要件確認届
	12月下旬	後期振込	10月～3月分振込
R 7 年 度 以 降	4月末まで	在籍等報告提出	・前年度後期学業成績表 ・給付要件確認届 (大学での取組状況等の確認)
	6月下旬	前期振込	4月～9月分振込
	10月末まで	在籍等報告提出	・前期学業成績表 ・給付要件確認届
	12月下旬	後期振込	10月～3月分振込